

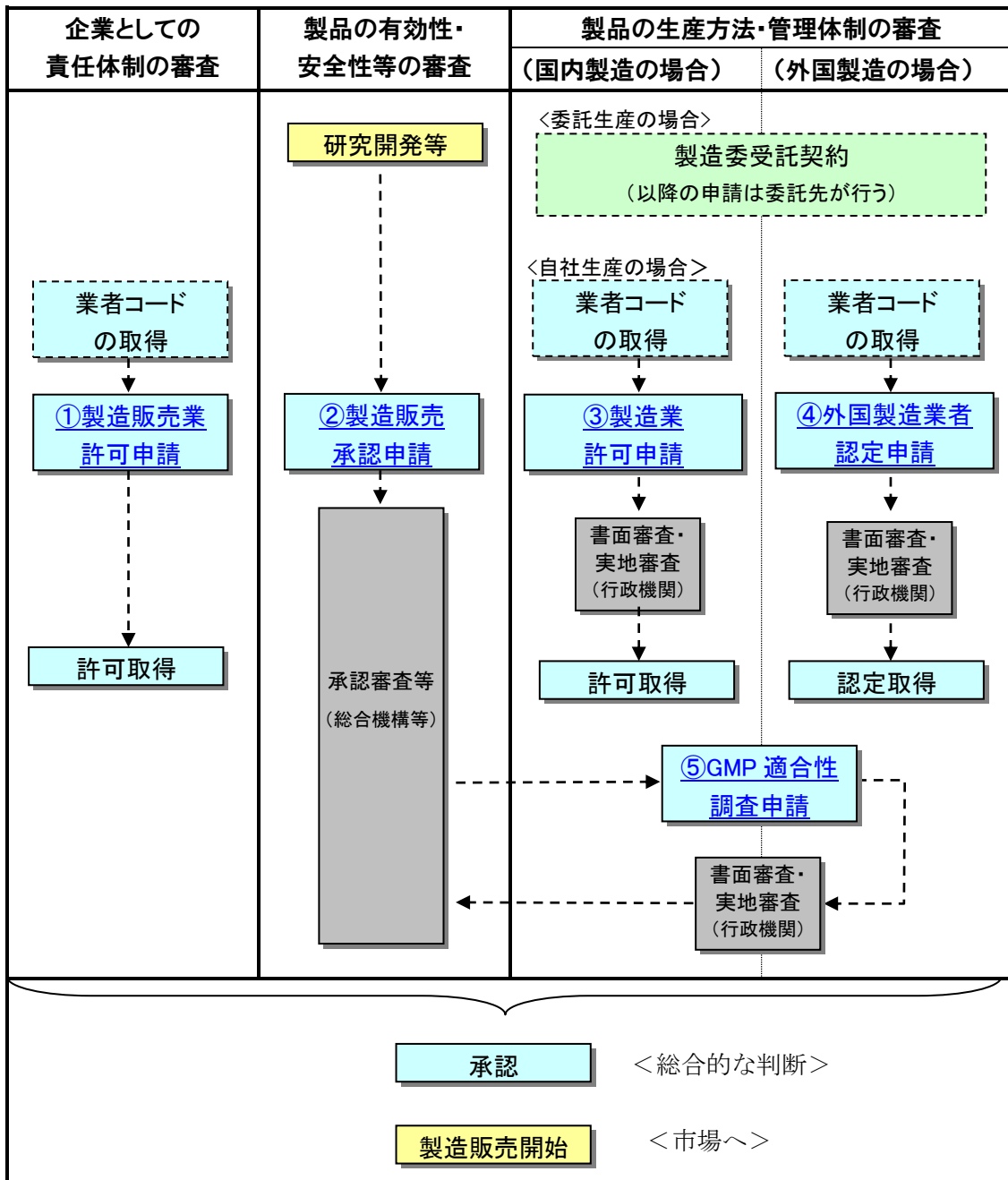


## <医薬部外品の製造販売手順について>

わが国で医薬部外品を市場へ業として出荷(製造販売)することは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)で規制されており、規制当局(厚生労働省及び各都道府県)の許可・承認を得ないとおこなうことはできません。本書は、製造販売をおこなうための手順を簡単にまとめたものです。

### 1. 製造販売をおこなうための流れ

わが国で医薬部外品を製造販売するためには、大きく3点について規制当局の審査を受ける必要があります。その手順を示します。



## 2. 流れのポイント

### <企業としての責任体制の審査>

#### ①製造販売業許可申請

- ・ 説明

医薬部外品を製造販売するにあたって、製品の市場に対する最終責任、品質保証業務責任、安全管理業務責任を担う能力を持っていることを都道府県へ申請し、許可を受ける必要があります。



- ・ 製造販売業許可の権限について

各都道府県知事の権限により許可されます。  
(申請書は各都道府県の窓口へ提出します)

- ・ 使用する様式の紹介

医薬部外品製造販売業許可申請書

申請様式 は [こちらをクリックしてください](#)

- ・ FD申請、手数料情報の紹介 (※基本的にFDを使用した電子的な申請を推奨します)

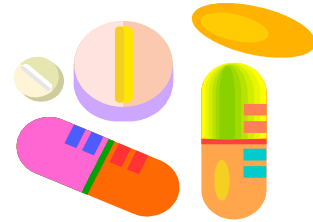
FD申請のホームページ は [こちらをクリックしてください](#)

手数料情報 は 各都道府県のHP等をご確認ください

※ 医薬部外品の製造販売業許可申請についての問い合わせは、各都道府県薬務主管課へお願いします。

<製品の有効性・安全性等の審査>

②製造販売承認申請



・ 説明

医薬部外品そのものに対して性能、安全性等の面で問題がないことを厚生労働省へ申請し、承認を受ける必要があります。一部の安全性が確立されている医薬部外品は都道府県知事の承認を受けることになります。

・ 製造販売承認の権限について

厚生労働大臣の権限または各都道府県知事の権限により承認をされます。  
(申請書は総合機構または各都道府県の窓口提出します)

・ 使用する様式の紹介

医薬部外品製造販売承認申請書

申請様式 は [こちらをクリックしてください](#)

外国製造医薬部外品製造販売承認申請書

申請様式 は [こちらをクリックしてください](#)

・ FD申請、手数料情報の紹介 (※基本的にFDを使用した電子的な申請を推奨します)

FD申請のホームページ は [こちらをクリックしてください](#)

手数料情報(国) は [こちらをクリックしてください](#)

手数料情報(総合機構) は [こちらをクリックしてください](#)

※ 医薬部外品の該当性(その物が、医薬部外品に該当するかどうか)についての問い合わせは、各都道府県薬務主管課へお願いします。

<製品の生産方法・管理体制の審査(国内の場合)>

③製造業許可申請

・ 説明

国内の業者が医薬部外品を製造する能力があることを都道府県へ申請し、許可を受ける必要があります。

・ 製造業許可の権限について

各都道府県知事の権限により許可されます。  
(申請書は各都道府県の窓口へ提出します)

・ 使用する様式の紹介

医薬部外品製造業許可申請書

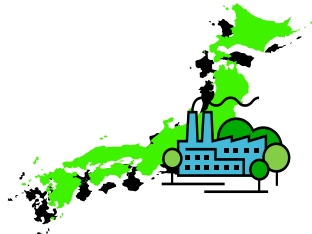
申請様式 は [こちらをクリックしてください](#)

・ FD申請、手数料情報の紹介 (※基本的にFDを使用した電子的な申請を推奨します)

FD申請のホームページ は [こちらをクリックしてください](#)

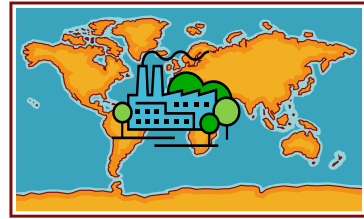
手数料情報(都道府県) は 各都道府県のHP等をご確認ください

※ 医薬部外品の製造業許可申請についての問い合わせは、各都道府県業務主管課へお願いします。



<製品の生産方法・管理体制の審査(海外の場合)>

④外国製造業者認定申請



- ・ 説明  
外国の業者が医薬部外品を製造する能力があることを厚生労働省へ申請し、認定を受ける必要があります。
- ・ 外国製造業者認定の権限について  
厚生労働大臣の権限により認定されます。  
(申請書は総合機構の窓口提出します)
- ・ 使用する様式の紹介  
医薬部外品外国製造業者認定申請書  
申請様式 は [こちらをクリックしてください](#)
- ・ FD申請、手数料情報の紹介 (※基本的にFDを使用した電子的な申請を推奨します)  
FD申請のホームページ は [こちらをクリックしてください](#)  
手数料情報(国) は [こちらをクリックしてください](#)  
手数料情報(総合機構) は [こちらをクリックしてください](#)
- ・ 医薬部外品外国製造業者認定申請の詳細につきましては  
[こちらをクリックしてください](#)

<製品の生産方法・管理体制の審査(国内・海外の場合)>

⑤GMP適合性調査申請

・ 説明

製造所が「医薬部外品の製造管理、品質管理の基準」に適合していることを都道府県へ申請し、調査を受ける必要があります。

・ GMP適合性調査の審査について

各都道府県により調査されます。

(申請書は各都道府県の窓口へ提出します)

・ 使用する様式の紹介

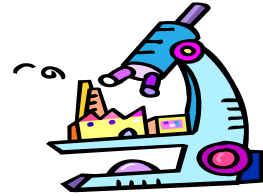
医薬部外品適合性調査申請書

申請様式 は [こちらをクリックしてください](#)

・ FD申請、手数料情報の紹介 (※基本的にFDを使用した電子的な申請を推奨します)

FD申請のホームページ は [こちらをクリックしてください](#)

手数料情報(都道府県) は 各都道府県のHP等をご確認ください



## <業者コードの取得について>

- ・ 説明

業者コードが付与されていない医薬部外品の製造販売業者が製造販売承認申請、製造販売業許可申請を行う場合又は医薬部外品の製造業者が製造業許可申請を行う場合は、その申請の前に「業者コード登録票」を e-Gov から厚生労働省あて提出し、業者コードの付与を受ける必要があります。

また医薬部外品の外国製造業者が認定申請を行う場合にあっても、その申請の前に「業者コード登録票」を e-Gov から厚生労働省あてに提出し、業者コードの付与を受ける必要があります。

- ・ 使用する様式の紹介

業者コード登録票

申請様式

は [こちらをクリックしてください](#)

### 3. 手続きを進めるための参考情報

#### <各種参考ホームページ>

- ・ FD申請 の HP

<http://web.fd-shinsei.go.jp/>

- ・厚生労働省 の HP

<http://www.mhlw.go.jp/>



#### <各種書籍>

- ・承認申請の参考図書

出版社	書籍名
株式会社薬事日報社	化粧品、医薬部外品 製造販売ガイドブック
	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器 新FD申請の手引き





様式第九 (第十九条、第百十四条の二、第百三十七条の二関係)

[TOPへ](#)

医 薬 品  
 体外診断用医薬品  
 医 薬 部 外 品  
 化 粧 品  
 医 療 機 器  
 再生医療等製品

製造販売業 許可申請書

主たる機能を有する事務所の名称			
主たる機能を有する事務所の所在地			
許 可 の 種 類			
総括製造販売責任者		氏 名	資格
		住 所	
格 業 申 請 者 （ 法 人 に あ つ て は 、 業 務 を 行 う 役 員 を 含 む 。） の 欠	(1)法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと		
	(2)法第75条の2第1項の規定により登録を取り消されたこと		
	(3)禁錮以上の刑に処せられたこと		
	(4)薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと		
	(5)後見開始の審判を受けていること		
備 考			

医 薬 品  
 体外診断用医薬品  
 医 薬 部 外 品  
 化 粧 品  
 医 療 機 器  
 再生医療等製品

上記により、  
 の製造販売業の許可を申請します。

年 月 日

住 所 ( 法人にあつては、主たる事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 )

都道府県知事  
 保健所設置市市長 殿  
 特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 許可の種類欄には、医薬品、体外診断用医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業にあつては法第12条第1項又は法第23条の2第1項に掲げる許可の種類のうち該当するもの、再生医療等製品の製造販売業にあつては再生医療等製品製造販売業許可と、薬局製造販売医薬品製造販売業にあつては薬局製造販売医薬品製造販売業許可と記載すること。
- 4 総括製造販売責任者の資格欄には、医薬品又は体外診断用医薬品の製造販売業にあつてはその者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売業にあつてはその者が第85条第1項及び第2項、第114条の49第1項及び第2項又は第137条の50第1項の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 5 申請者の欠格条項の(1)欄から(5)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(5)欄にあつては「ある」と記載すること。
- 6 薬局製造販売医薬品の製造販売業にあつては、備考欄にその薬局の開設許可番号及び許可年月日を記載すること。
- 7 令第20条第2項に規定する医薬部外品の製造販売業にあつては、備考欄に「新指定医薬部外品」と記載すること。
- 8 申請者が現に製造販売業の許可を取得している場合には、備考欄に当該製造販売業の許可の種類及び許可番号を記載すること。

収入  
印紙

医 薬 品  
医 薬 部 外 品 製造販売承認申請書  
化 粧 品

名称	一般的名称			
	販売名			
成分及び分量又は本質				
製造方法				
用法及び用量				
効能又は効果				
貯蔵方法及び有効期間				
規格及び試験方法				
製造販売する品目の 製造所	名称	所在地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号
原薬の製造所	名称	所在地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号
備考				

医 薬 品  
上記により、医薬部外品の製造販売の承認を申請します。  
化 粧 品  
年 月 日

住 所 ( 法人にあつては、主  
たる事務所の所在地 )  
氏 名 ( 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 )

厚生労働大臣 殿  
都道府県知事

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。
- 2 この申請書は、厚生労働大臣に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事に提出する場合にあつては正副2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、令第80条第1項第1号及び第2項第5号に規定する医薬品並びに同号に規定する厚生労働大臣が指定する医薬部外品の承認の申請書以外の申請書の正本にのみはり、消印をしないこと。
- 5 製造販売品目が外国から輸入される細胞組織医薬品であるときは、製造方法欄に当該品目の輸入先の国名、製造販売業者又は製造業者の氏名及び輸入先における販売名を記載すること。
- 6 製造方法欄にそのすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 貯蔵方法及び有効期間欄には、特定の貯蔵方法によらなければその品質を確保することが困難である医薬品又は特に有効期間を定める必要のある医薬品についてのみ記載すること。
- 8 化粧品にあつては、規格及び試験方法の記載を要しないこと。
- 9 製造販売する品目の製造所欄又は原薬の製造所欄について、当該製造所が複数あるときは、それぞれについて記載すること。
- 10 許可区分又は認定区分欄については、第26条第1項、第3項若しくは第4項又は第36条第1項若しくは第3項の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 11 薬局開設者にあつては、備考欄にその薬局の名称、許可番号及び許可年月日を記載すること。
- 12 法第1条の3第1項の規定により法第1条第1項の承認を申請しようとするときは、備考欄にその旨を記載すること。

収入  
印紙

医 薬 品  
外国製造 医薬部外品 製造販売承認申請書  
化 粧 品

名称	一般的名称			
	販売名			
成分及び分量又は本質				
製造方法				
用法及び用量				
効能又は効果				
貯蔵方法及び有効期間				
規格及び試験方法				
製造販売する品目の製造所	名称	所在地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号
原薬の製造所	名称	所在地	許可区分又は認定区分	許可番号又は認定番号
備考				

医 薬 品

上記により、外国製造医薬部外品の製造販売の承認を申請します。

化 粧 品

年 月 日

住 所 邦文 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

氏 名 邦文 \_\_\_\_\_

外国文  
(法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

選任外国製造医薬品等製造販売業者

住所 (法人にあつては、主  
たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名)

厚生労働大臣 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。
- 2 この申請書は、正本1通及び副本2通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、申請書の正本にのみはり、消印をしないこと。
- 5 製造方法欄にそのすべて記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 貯蔵方法及び有効期間欄には、特定の貯蔵方法によらなければその品質を確保することが困難である医薬品又は特に有効期間を定める必要のある医薬品についてのみ記載すること。
- 7 化粧品にあつては、規格及び試験方法欄の記載を要しないこと。
- 8 法第20条において準用する法第14条の3第1項の規定により法第19条の2の承認の申請をしようとするときは、備考欄にその旨を記載すること。



(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。
- 2 この申請書は、地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通提出すること。
- 3 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 4 収入印紙は、地方厚生局長に提出する申請書の正本にのみはり、消印をしないこと。
- 5 許可の区分欄には、第26条第1項から第3項までの各号又は第137条の9第1項各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造所の構造設備の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 7 管理者又は責任技術者の資格欄には、管理者にあつてはその者が薬剤師であるときはその者の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を、責任技術者にあつてはその者が第91条第1項及び第2項各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 8 申請者の欠格条項の(1)欄から(5)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(5)欄にあつては「ある」と記載すること。
- 9 薬局製造販売医薬品の製造業にあつては、備考欄にその薬局の開設許可番号及び許可年月日を記載すること。
- 10 申請者が他の区分の製造業の許可を取得している場合には、備考欄に当該許可の区分及び許可番号を記載すること。

様式第十八 (第三十五条、第三百三十七条の十八関係)

Form No. 18 (related to Article 35 and Article 137-18)

[TOP](#)へ

収入印紙  
revenue stamp

医薬品  
医薬部外品 外国製造業者 認定申請書  
再生医療等製品  
drug

Application for accreditation of foreign quasi-drug manufacturer  
regenerative, cellular therapy and gene therapy products

製造所の名称 Name of the manufacturing establishment		
製造所の所在地 Location of the manufacturing establishment		
認定の区分 Accreditation categories		
製造所の構造設備の概要 Outline of the buildings and facilities of the manufacturing establishment		
製造所の責任者 The person responsible for the manufacturing establishment	氏名 Name	
	住所 Address	
申請者(法人にあつては、役員を含む)の欠格事項 Applicants' disqualifications (including those of the executives engaged in the services in case of a corporation)	(1)法第75条の4第1項の規定により認定を取り消されたこと History of having accreditation being canceled pursuant to the provision of Article 75-4, Paragraph 1	
	(2)法第75条の5第1項の規定により登録を取り消されたこと History of having registration being canceled pursuant to the provision of Article 75-5, Paragraph 1	
	(3)禁錮以上の刑に処せられたこと History of a court sentence of imprisonment or a severer punishment	
	(4)薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと Violation of Japanese laws and regulations related to pharmaceutical affairs or measures taken in accordance with these laws and regulations	
	(5)後見開始の審判を受けていること Having received a order for commencement of guardianship	
備考 Remarks		

上記により、医薬品  
再生医療等製品  
の外国製造業者の認定を申請します。

I hereby apply for the accreditation of the foreign quasi-drug manufacturer indicated above.  
regenerative, cellular therapy and gene therapy products

年 月 日  
Year Month Day

邦文  
Japanese

住所  
Address

外国文  
Foreign language

(法人にあつては、主たる事務所の所在地  
Location of the head office in case of a corporation)

邦文  
Japanese

氏名  
Name

外国文  
Foreign language

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名  
Name and name of its representative in case of a corporation)

厚生労働大臣 殿  
To Minister of Health, Labour and Welfare

(注意)

(Notes)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。  
Use paper of Japanese Industrial Standards Size A4.
- 2 この申請書は、正副 2 通提出すること。  
Applicant should submit one original and one copy of it.
- 3 字は、墨、インク等を用い、邦文にあつては、楷書ではつきりと書くこと。  
Fill in the form with clear writing with inks, etc.,.
- 4 収入印紙は、正本にのみはり、消印をしないこと。  
Put revenue stamp only on the original, not on its copy. Do not cancel it.
- 5 認定の区分欄には、第 36 条第 1 項及び第 2 項各号又は第 137 条の 19 各号のいずれに該当するかを記載すること。

Identify in the column of “Accreditation categories” which category specified under Article 36, Paragraph 1 and 2 or Article 137-19 is applied.

- 6 製造所の構造設備の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

In case there is not enough space to fill in all the information in the column “Outline of the buildings and facilities of the manufacturing establishment”, write “see attached paper” in the column and attach another paper on which all the information is written.

- 7 申請者の欠格条項の(1)欄から(5)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(5)欄にあつては「ある」と記載すること。

Write down “No” in each column of (1), (2), (3), (4) and (5) if an applicant doesn’t meet any conditions of its disqualifications. If an applicant meets one or more conditions of its disqualifications, please write down as below.

- (1) The date( year, month, day) and grounds for cancellation.
- (2) The date( year, month, day) and grounds for cancellation.
- (3) Crime, sentence, the date( year, month, day) of final judgment, the date( year, month, day) of sentence/parole completion.
- (4) Description and the year of the violation(s).
- (5) “Yes”



医 薬 品  
医薬部外品 適合性調査申請書

主たる機能を有する事務所の名称		
主たる機能を有する事務所の所在地		
製造販売業の許可番号及び年月日		
調査を受けようとする製造所の名称		
調査を受けようとする製造所の所在地		
製造業者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
製造業者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
製造業の許可区分又は医薬品等外国製造業者の認定区分		
製造業の許可番号又は医薬品等外国製造業者の認定番号及び年月日		
申請品目	一 般 的 名 称	
	販 売 名	
	承認申請受付番号又は承認番号	
	承認申請年月日又は承認年月日	
調 査 手 数 料 金 額		
備 考		

上記により、医薬品  
医薬部外品の適合性調査を申請します。

年 月 日

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長  
都道府県知事 殿

（注意）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 製造業の許可区分又は医薬品等外国製造業者の認定区分欄については、第26条第1項若しくは第2項又は第36条第1項若しくは第2項の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 4 独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長に申請する場合にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令において定める適合性調査手数料を機構の口座に払い込んだことを証する書類の写しを裏面に貼付（ちょうふ）すること。

## 業 者 コード 登 録 票

業 者 コード の 別	1 申請者の業者コード    2 製造所等の業者コード
製造所等所在都道府県 (外国製造申請にあつては国名)	
申 請 者	ふりがな
	申請者の名称
	住所又は所在地
	電話番号
製 造 所 等	ふりがな
	製造所等の名称
	住所又は所在地
	電話番号
提出年月日	平成    年    月    日
業 務 の 種 別	1 製造販売 2 製造 3 修理 4 外国製造 ① 医薬品 ② 医薬部外品 ③ 化粧品 ④ 医療機器 ⑤ 体外診断用医薬品 ⑥ 再生医療等製品
備            考	

- \*【業者コード】
- \*【付番年月日】

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名(法人にあつては、名称)  
担当者(担当者名、連絡先電話番号及びFAX 番号)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 字は、楷書ではっきり書くこと。
- 3 \*のある欄は記入しないこと。
- 4 「業者コードの別」欄は登録を希望する業者コードに○印を付すこと。  
申請者の業者コード(9桁の業者コードのうち下3桁が「000」のもの。)の登録をしていない場合は、1申請者の業者コードと2製造所等の両方に○印を付し、業許可等を受けようとする製造所等の所在地の都道府県に提出すること。
- 5 「都道府県」欄は、業許可を受けようとする製造所等の所在地の都道府県名を記載すること。
- 6 「ふりがな」欄は、氏名又は名称若しくは製造所等の名称のふりがなをひらがなで記載すること。「株式会社」等から始まる名称の場合は、「かぶしきかいしゃ」等を省略すること。
- 7 「氏名又は名称」欄は、申請者の業者コードの登録にあつては申請者の氏名(法人にあつては名称)を正確に記載すること。
- 8 「製造所等の名称」欄は、製造所等の業者コード登録にあつては業許可等を受けようとする製造所の名称を正確に記載すること。
- 9 「住所又は所在地」欄は、都道府県名から正確に記載すること。
- 10 「電話番号」欄は、氏名又は名称欄若しくは製造所等の名称欄に記載した製造所等の連絡先番号を記載すること。
- 11 「提出年月日」欄は、登録票を提出する年月日を記載すること。
- 12 「業務の別」欄は、登録しようとする業務の種別に該当するものに○印を付けること。
- 13 「備考」欄は、既に申請者の業者コードが登録されている場合にあつては申請者の業者コード(9桁の業者コードのうち下3桁が「000」のもの。)を記載するほか、その他参考となる事項を記載すること。